



県章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例（行政管理課） 5
- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（行政管理課） 6
- 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（職員厚生課） 7
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課） 8
- 沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（環境整備課） 15
- 沖縄県動物愛護管理員設置条例（自然保護課） 16
- 沖縄県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（福祉政策課） 17
- 沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例（青少年・子ども家庭課） 30
- 沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例（子育て支援課） 35
- 沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例（保健医療総務課） 35
- 沖縄県医師修学資金等の返還免除に関する条例の一部を改正する条例（保健医療総務課） 36
- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（衛生薬務課） 37
- 沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の一部を改正する条例（衛生薬務課） 38
- 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（流通・加工推進課） 38
- 沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（森林管理課） 56
- 沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例（産業政策課） 58
- 沖縄県中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例（中小企業支援課） 58
- 沖縄県公立大学法人評価委員会条例（文化振興課） 59
- 沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例（文化振興課） 60
- 沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例（道路街路課） 61
- 沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例（都市計画・モノレール課） 62
- 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例（都市計画・モノレール課） 64
- 沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（企業局経理課） 65
- 沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例（企業局配水管理課） 66
- 沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例（企業局配水管理課） 67
- 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例（教育庁学校人事課） 67
- 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課） 68
- 沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例（監査委員事務局監査課） 68

公布された条例のあらまし

- 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第5号）
 - 1 病院事業局の職員の定数を改めることとした。（第2条関係）
 - 2 外国の地方公共団体の機関等に派遣されている職員を定数外の職員とすることとした。（第4条関係）
 - 3 その他所要の改正を行うこととした。（第1条、第3条及び第4条関係）
 - 4 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 浄化槽法に基づく知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が整った伊是名村が処理することとした。(第2条関係)
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。(第2条関係)
 - 3 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。(附則)
-
- 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第7号)
- 1 給料を支給される会計年度任用職員の補償基礎額について定めることとした。(第4条関係)
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。(第2条、第3条及び第4条関係)
 - 3 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。(附則)
-
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(条例第8号)
- 1 工業技術センターが保有する機器に係る使用料の徴収根拠を定めることとした。(別表第1関係)
 - 2 栄養士免許手数料等について額の適正化を図るほか、法令の一部改正に伴い毒物又は劇物の販売業の登録更新申請手数料等の徴収根拠を改め、及び漁業許可申請手数料、建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料等の徴収根拠を定めることとした。(別表第3関係)
 - 3 この条例は、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
 - 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)
-
- 沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(条例第9号)
- 1 浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとに置いた浄化槽管理士に、3年ごとに、浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する研修を受けさせなければならないこととした。(第10条関係)
 - 2 この条例は、浄化槽法の一部を改正する法律の施行の日(令和2年4月1日)から施行することとした。(附則第1項)
 - 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)
-
- 沖縄県動物愛護管理員設置条例(条例第10号)
- 1 動物愛護管理員の設置及び事務について定めることとした。(第1条から第4条まで)
 - 2 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和2年6月1日)から施行することとした。(附則)
-
- 沖縄県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第11号)
- 1 この条例の趣旨、無料低額宿泊所の範囲及び基本方針について定めることとした。(第1条から第3条まで)
 - 2 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について定めることとした。(第4条から第33条まで)
 - 3 この条例は、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
 - 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項から第4項まで)
-
- 沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例(条例第12号)
- 1 目的及び定義について定めることとした。(第1条及び第2条)
 - 2 子どもの権利及び基本理念について定めることとした。(第3条及び第4条)
 - 3 県、保護者等の責務、基本理念の普及啓発等について定めることとした。(第5条から第11条まで)
 - 4 虐待の未然防止、早期発見のための環境整備等について定めることとした。(第12条から第21条まで)
 - 5 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。(附則)
-
- 沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例(条例第13号)
- 1 基金の設置期間を延長することとした。(附則第2項関係)
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。(第6条関係)
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)
-
- 沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例(条例第14号)
- 1 既に徴収した授業料について、知事が特別の理由があると認めるときは、還付することができることとした。(第14条関係)
 - 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。(附則)
-
- 沖縄県医師修学資金等の返還免除に関する条例の一部を改正する条例(条例第15号)

- 1 修学資金等の返還債務の免除を受けるために必要な医師としての勤務期間の計算の特例を定めることとした。(第2条関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。(第2条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(条例第16号)

- 1 食品衛生法の一部改正により、条例で定める公衆衛生上講ずべき措置に関する管理運営基準を削ることとした。(第2条及び別表第1関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。(別表第2及び別表第3関係)
- 3 この条例は、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行の日(令和2年6月1日)から施行することとした。(附則第1項)
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の一部を改正する条例(条例第17号)

- 1 住宅宿泊事業の実施を制限する区域から南風原町を除くこととした。(別表第1から別表第3まで関係)
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例(条例第18号)

- 1 この条例の趣旨及び卸売市場の設置について定めることとした。(第1章)
- 2 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係者の許可等について定めることとした。(第2章)
- 3 売買取引及び決済の方法について定めることとした。(第3章)
- 4 市場施設の管理及び使用について定めることとした。(第4章及び別表)
- 5 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係者に対する監督処分等について定めることとした。(第5章)
- 6 沖縄県中央卸売市場運営協議会の設置その他必要な事項について定めることとした。(第6章及び第7章)
- 7 この条例は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日(令和2年6月21日)から施行することとした。(附則第1項)
- 8 この条例の施行に伴い、沖縄県卸売市場審議会設置条例等を廃止することとした。(附則第2項)
- 9 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第3項から第15項まで)

○ 沖縄県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第19号)

- 1 キャンプ場及びシャワー室を宿泊利用する場合の供用期間を改めることとした。(別表第2関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。(第9条及び別表第2関係)
- 3 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例(条例第20号)

- 1 圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査又は容器再検査の手数料の徴収根拠を定めることとした。(別表第2関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。(別表第2関係)
- 3 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例(条例第21号)

- 1 中小企業に小規模企業が含まれることを明確にすることとした。(第1条関係)
- 2 中小企業者は、その経営能力の向上を図るため、中小企業関連団体に加入するよう努めることとした。(第5条関係)
- 3 中小企業者の事業の承継又は廃止の円滑化を図ること等を基本方針に追加することとした。(第6条関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県公立大学法人評価委員会条例(条例第22号)

- 1 条例の趣旨及び委員会の組織について定めることとした。(第1条及び第2条)
- 2 委員に関する事項について定めることとした。(第3条及び第4条)
- 3 その他委員会に関し必要な事項について定めることとした。(第5条から第8条まで)
- 4 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。(附則)

- 沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例（条例第23号）
- 1 既に徴収した授業料について、知事が特別の理由があると認めるときは、還付することができることとした。（第14条関係）
 - 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。（附則）
-
- 沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第24号）
- 1 自動車及び自転車の交通量が多い道路には、原則として、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けることとした。（第9条の2関係）
 - 2 自転車道の設置要件として、道路の設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものを追加することとした。（第11条関係）
 - 3 その他所要の改正を行うこととした。（第5条等関係）
 - 4 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則第1項）
 - 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）
-
- 沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例（条例第25号）
- 1 施設の設置及びその位置について定めることとした。（第1条及び第2条）
 - 2 駐車料並びにその納付時期、不還付及び減免について定めることとした。（第3条から第6条まで及び別表）
 - 3 権利の譲渡の禁止、損害の賠償等について定めることとした。（第7条から第9条まで）
 - 4 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。（附則第1項）
 - 5 回数駐車券及び定期駐車券の発行に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができることとした。（附則第2項）
-
- 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第26号）
- 1 屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例に基づく広告物の表示の許可等知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が整った国頭村が処理することとした。（第47条関係）
 - 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
 - 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項及び第3項）
-
- 沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）
- 1 地方自治法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理することとした。（第7条関係）
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。（第2条等関係）
 - 3 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。（附則）
-
- 沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例（条例第28号）
- 1 水道料金の納入の期限を定めることとした。（第4条関係）
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。（第5条及び第8条関係）
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
-
- 沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例（条例第29号）
- 1 工業用水道料金の納入の期限を定めることとした。（第4条関係）
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。（第5条関係）
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
-
- 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第30号）
- 1 県立高等学校、県立特別支援学校及び県立中学校の職員並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改めることとした。（第2条関係）
 - 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。（附則）
-
- 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号）
- 1 沖縄県警察職員の定員を改めることとした。（第2条関係）
 - 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。（附則）
-
- 沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例（条例第32号）

- 1 監査委員は、内部統制に関する報告書の審査についての意見を審査に付された日から60日以内に知事に提出することとした。(第7条関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。(第2条から第6条まで及び第8条関係)
- 3 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。(附則)

条 例

沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第5号

沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「除く」の次に「。以下「職員」という」を加える。

第2条を次のように改める。

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、次の表のとおりとする。

区分	定数	備考
議会の事務部局	43人	
知事の事務部局	4,584人	1 うち、15人は、下地島空港特別会計支弁に係る職員の定数とする。 2 うち、121人は、下水道事業特別会計支弁に係る職員の定数とする。
教育委員会の事務部局	431人	
監査委員の事務部局	16人	
人事委員会の事務部局	17人	
労働委員会の事務部局	13人	

選挙管理委員会の事務部局	4人	
企業局	359人	
病院事業局	3,175人	
合計	8,642人	

第3条第1項中「前条各号に掲げる」を「前条に規定する」に改める。

第4条第1項中「の各号」を削り、同項中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年沖縄県条例第2号）第2条第1項の規定により外国の地方公共団体の機関等に派遣されている職員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第6号

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表2の項中(18)を(22)とし、(17)を(21)とし、(16)を(18)とし、その次に次のように加える。

(19) 法第49条第1項の規定による浄化槽台帳の作成に関する事務

(20) 法第49条第2項の規定による浄化槽に関する情報の提供を求めることに関する事務
第2条の表2の項中(15)を(17)とし、(12)から(14)までを(14)から(16)までとし、同項(11)中「第11条

の2」を「第11条の3」に改め、同項(11)を同項(13)とし、同項(10)の次に次のように加える。

- (11) 法第11条の2第1項の規定による浄化槽の使用の休止の届出の受理に関する事務
- (12) 法第11条の2第2項の規定による浄化槽の使用の再開又は使用が再開されていることを知った旨の届出の受理に関する事務

第2条の表2の項に次のように加える。

- (23) 法附則第11条第1項の規定による特定既存単独処理浄化槽に関する除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることの助言及び指導に関する事務
- (24) 法附則第11条第2項の規定による除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることの勧告に関する事務
- (25) 法附則第11条第3項の規定による勧告に係る措置の命令に関する事務

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第7号

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削る。

第3条第1項中「者の」を「職員の」に、「掲げる機関」を「定める機関」に改める。

第4条中「定める者」を「掲げる職員」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第3号中「の職員」を「の職員 次のアからウまでに掲げる職員の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額」に改め、同号ア中「その報酬が」を「報酬が」に、「者」を「職員」に改め、同号イ中「者」を「職員」に改め、同号に次のように加える。

ウ 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が知事と協議して定める額

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第8号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

第1条 沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1 工業技術センター使用料の項中

「	大容量送液ポンプ	同	30円	を
	大容量送液ポンプ 大型精密平面研削盤 X線CT検査装置	同 同 同	30円 1,680円 3,660円	
」				

改める。

別表第3 栄養士免許手数料の項中「5,600円」を「5,700円」に改め、同表栄養士免許証訂正手数料の項中「栄養士免許証訂正手数料」を「栄養士免許証書換え交付手数料」に、「第1条第1項」を「第5条第1項」に、「の訂正」を「の書換え交付」に、「3,200円」を「3,300円」に改め、同表栄養士免許証再交付手数料の項中「第1条第2項」を「第6条第1項」に、「3,600円」を「3,700円」に改め、同表犬の抑留中の飼養管理及び返還手数料の項の次に次のように加える。

毒物又は劇物の	毒物及び劇物取締法（昭和25年法	1件につき27,700円
---------	------------------	--------------

製造業又は輸入業の登録申請手数料	律第303号) 第4条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査	
------------------	--	--

別表第3 毒物又は劇物の販売業の登録申請手数料の項中「(昭和25年法律第303号)」を削り、同表毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請に係る経由手数料の項を次のように改める。

毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録更新申請手数料	毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	1件につき10,400円
---------------------------	--	--------------

別表第3 毒物又は劇物の販売業の登録更新申請手数料の項中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、同表毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録更新申請に係る経由手数料の項を削り、同表毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録変更申請に係る経由手数料の項を次のように改める。

毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録変更申請手数料	毒物及び劇物取締法第9条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に対する審査	1件につき5,200円
---------------------------	--	-------------

別表第3 毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料の項中「毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料」を「毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票書換え交付手数料」に改め、「劇物の」の次に「製造業、輸入業又は」を加え、同表毒物劇物販売業登録票再交付手数料の項中「毒物劇物販売業登録票再交付手数料」を「毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票再交付手数料」に改め、「劇物の」の次に「製造業、輸入業又は」を加え、同表毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料の項から毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票再交付手数料の項までを削り、同表覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定申請に係る経由手数料の項から覚せい剤原料取扱者の指定申請手数料の項までを次のように改める。

覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定申請に係る経由手数料	覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第4条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定の申請に係る経由	1件につき17,600円
覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者又は覚醒剤原料研究者の指定申請手数料	覚醒剤取締法第4条第2項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者又は覚醒剤原料研究者の指定の申請に対する審査	1件につき4,000円
覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証の再交付に係る経由手数料	覚醒剤取締法第11条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証の再交付に係る経由	1件につき2,900円
覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の再交付手数料	覚醒剤取締法第11条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の再交付	1件につき2,800円
覚醒剤原料取扱者の指定申請手数料	覚醒剤取締法第30条の5において準用する同法第4条第2項の規定に基づく覚醒剤原料取扱者の指定の申請に対する審査	1件につき11,700円

別表第3 医薬品又は医薬部外品の承認申請時適合性調査申請手数料の項中「第14条第6項（同条第9項）」を「第14条第7項（同条第13項）」に、「又は第9項」を「又は第13

項」に改め、同表医薬品又は医薬部外品の定期的適合性調査申請手数料の項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改め、同表医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項一部変更承認申請手数料の項中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同表肥料登録手数料の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第2項」を「第3項」に改め、同表肥料登録更新手数料の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同表種苗証明申請手数料の項の次に次のように加える。

漁業許可申請手数料	漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項の規定に基づく漁業の許可の申請に対する審査	1件につき2,900円
知事許可漁業の変更許可申請手数料	漁業法第58条において準用する同法第47条の規定に基づく知事許可漁業の変更の許可の申請に対する審査	1件につき2,400円

別表第3 漁業権免許申請手数料の項中「漁業権免許申請手数料」を「漁業免許申請手数料」に、「（昭和24年法律第267号）第10条」を「第69条第1項」に、「漁業権の」を「漁業権の内容たる漁業の」に改め、同表漁業権共有認可申請手数料の項中「漁業権共有認可申請手数料」を「団体漁業権共有認可申請手数料」に、「第14条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）」を「第72条第6項」に、「漁業権の」を「団体漁業権の」に改め、同表漁業権分割変更免許申請手数料の項中「第22条第1項」を「第76条第1項」に改め、同表定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料の項中「定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」を「個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」に、「第24条第2項」を「第78条第2項」に、「基づく定置漁業権又は区画漁業権」を「基づく個別漁業権」に改め、同表漁業権移転認可申請手数料の項中「漁業権移転認可申請手数料」を「個別漁業権移転認可申請手数料」に、「第26条第1項ただし書」を「第79条第1項ただし書」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同表休業中の漁業許可申請手数料の項中「第36条第1項（同条第4項）」を「第88条第1項（同条第5項）」に、「漁業の許可」を「個別漁業権の内容たる漁業の許可」に改め、同表5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料の項及び5トン以上の漁船を使用して行

う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料の項を次のように改める。

特定漁業許可申請手数料	漁業法第119条第1項の規定に基づき規則で定める特定の漁業の許可の申請に対する審査	1件につき2,900円
特定許可漁業の変更許可申請手数料	漁業法第119条第1項の規定に基づき規則で定める特定許可漁業の変更の許可の申請に対する審査	1件につき2,400円

別表第3 砂利採取業務主任者試験手数料の項中「8,000円」を「8,100円」に改め、同表建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項金額の欄ア及びイ中「係るもの」の次に「(ウに掲げるものを除く。)」を加え、同欄に次のように加える。

ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の認定を受けた同法第29条第3項に規定する他の建築物に限る。)

- (7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 27,000円
- (ロ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 77,000円
- (ハ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 121,000円
- (ニ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 152,000円
- (ホ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 190,000円

別表第3 建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料の項金額の欄ア及びイ中「係るもの」の次に「(ウに掲げるものを除く。)」を加え、同欄に次のように加える。

ウ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するものとして提出又は通知された変更後の建築物エネルギー

消費性能確保計画に係るもの（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の認定を受けた同法第29条第3項に規定する他の建築物に限る。）

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 5,500円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 13,500円
- (ロ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 38,500円
- (ハ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 60,500円
- (ニ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 76,000円
- (ホ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 95,000円

別表第3建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料の項金額の欄ウ中「第1条第1項第2号イ(1)」を「第1条第1項第2号イ(1)(i)」に改め、同欄カ中「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)」に改め、同欄カを同欄クとし、同欄オを同欄カとし、その次に次のように加える。

キ 住宅部分（共同住宅に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 33,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 55,000円
- (ロ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 98,000円
- (ハ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 148,000円

別表第3建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料の項金額の欄エ中「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)」に改め、同欄エを同欄オとし、同欄ウの次に次のように加える。

エ 住宅部分（共同住宅に係るものを除く。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準への適合に関する

ものとして申請する場合)

(7) 床面積が200平方メートル未満の場合 18,000円

(イ) 床面積が200平方メートル以上の場合 19,000円

別表第3評価機関等による審査を受けた建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料の項金額の欄ウ中「第1条第1項第2号イ(1)」を「第1条第1項第2号イ(1)(i)」に改め、同欄カ中「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)」に改め、同欄カを同欄クとし、同欄オを同欄カとし、その次に次のように加える。

キ 住宅部分（共同住宅に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 21,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 44,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 77,000円

別表第3評価機関等による審査を受けた建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料の項金額の欄エ中「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)」に改め、同欄エを同欄オとし、同欄ウの次に次のように加える。

エ 住宅部分（共同住宅に係るものを除く。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)

(7) 床面積が200平方メートル未満の場合 6,000円

(イ) 床面積が200平方メートル以上の場合 6,000円

第2条 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第3建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項ウ及び建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料の項ウ中「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第29条第3項」を「第34条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中沖縄県使用料及び手数料条例別表第3の改正規定（覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定申請に係る経由手数料の項から医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項一部変更承認申請手数料の項までに係る部分に限る。） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行の日
- (2) 第1条中沖縄県使用料及び手数料条例別表第3の改正規定（肥料登録手数料の項及び肥料登録更新手数料の項に係る部分に限る。） 肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第62号）の施行の日
- (3) 第1条中沖縄県使用料及び手数料条例別表第3の改正規定（種苗証明申請手数料の項の次に次のように加える部分及び同表漁業権免許申請手数料の項から5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料の項までに係る部分に限る。） 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日
- (4) 第2条の規定 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
(経過措置)

2 改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第9号

沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和62年沖縄県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 5 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに置いた浄化槽管理士に、第2条第2項に規定する期間ごとに、浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する研修を受けさせなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号）の施行の日（令和2年4月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第2条第1項の規定による登録を受けて浄化槽保守点検業を営んでいる者は、改正後の第10条第5項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から2年以内に、その営業所ごとに置いた浄化槽管理士に、浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する研修を受けさせるよう努めなければならない。

沖縄県動物愛護管理員設置条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第10号

沖縄県動物愛護管理員設置条例

（動物愛護管理員の設置）

- 第1条** 動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第37条の3第1項の規定に基づき、動物愛護管理員を置く。

- 第2条** 知事は、沖縄県動物愛護管理センター、沖縄県宮古保健所及び沖縄県八重山保健所に勤務する職員のうちから動物愛護管理員を命ずるものとする。

(動物愛護管理員が行う事務)

第3条 動物愛護管理員が行う事務は、動物の愛護及び管理に関する法律第37条の2第2項各号に掲げる業務に係る事務とする。

(補則)

第4条 動物愛護管理員に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）の施行の日（令和2年6月1日）から施行する。

沖縄県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第11号

沖縄県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(無料低額宿泊所の範囲)

第2条 無料低額宿泊所は、次に掲げる事項を満たすものとする。ただし、施設の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合その他施設が他の法令の規定により必要な規制を受けている場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含

む。)

イ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下この号及び第26条第11号において「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、利用料（居室の利用に係る費用及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

(2) 居室の利用に係る費用が、無料又は生活保護法第8条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第11条第3号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

（基本方針）

第3条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ってサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（構造設備等の一般原則）

第4条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生

に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第5条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(職員等の資格要件)

第6条 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者を当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。第21条において同じ。）とするよう努めなければならない。

3 無料低額宿泊所の職員その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない。

(運営規程)

第7条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第8条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとと

もに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第9条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その最後の記録をした日から5年間保存しなければならない。

- (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 第31条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(規模)

第10条 無料低額宿泊所の規模は、5人以上の人員を入居させることができるものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第11条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

- 2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分以内で移動することができるよう設置する等、入居者に対するサービスの提供に支障がないものとしなければならない。

- 3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

- (1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみである場合 4以下
- (2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上である場合 8以下

- 4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。次項において同じ。）の本体施設及びサテライト型住居の入居定員の合計数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

- (1) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみである場合 20以下
- (2) 第6条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上である場合 40以下

5 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、第20条の規定により把握した入居者の状況に関する記録を整備し、その最後の記録をした日から5年間保存しなければならない。

(設備の基準)

第12条 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和23年法律第186号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、消火器、自動火災報知設備その他の消防の用に供する設備の設置に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第62条第1項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に対するサービスの提供に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 炊事設備
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 浴室
- (6) 洗濯室又は洗濯場

4 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

- (1) 共用室
- (2) 相談室
- (3) 食堂

5 第3項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者がその者と生計を一にする

配偶者その他の親族と同居する場合等、2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、7.43平方メートル以上とすること。

ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあつては、4.95平方メートル以上とすること。

エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

(2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

(4) 便所 入居定員に適したものを設けること。

(5) 浴室 入居定員に適したものを設けること。

(6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(職員配置の基準)

第13条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち1人は、施設長としなければならない。

2 無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下この項及び第16条において「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

(入居申込者に対する説明、契約等)

第14条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービス内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した書面を交付して説明を行うとともに、書面により契約を締結しなければならない。この場合において、居室の利用以外のサービスの提供に係る契約は、居室の利用に係る契約と同一の書面により締結してはならない。

2 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供に係る契約を締結し、及び更新する場合は、契約期間及び解約に関する事項を定めなければならない。

- 3 前項の契約期間は、1年以内とする。ただし、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第1項の規定による建物の賃貸借契約を除く。）である場合の契約期間は、1年とする。
- 4 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第14条の規定により県又は市町村が設置する福祉に関する事務所（次条第3項及び第26条第11号において「福祉事務所」という。）その他の県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。
- 5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項に、入居者の権利を不当に制限する条件を定めてはならない。
- 6 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項に、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。
- 7 無料低額宿泊所は、第1項の規定により契約を締結し、又は更新しようとする者に対し、保証人を立てさせてはならない。
- 8 無料低額宿泊所は、入居申込者から申出があった場合には、第1項の規定による書面の交付に代えて、第11項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、第1項の重要事項及び第2項の事項（以下この条において「重要事項等」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該書面を交付したものとみなす。
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
- ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて重要事項等を送信し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項等を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他一定の事項を確実に記録しておくことが

できる物をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法

- 9 電磁的方法は、入居申込者が当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 10 第8項の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 11 無料低額宿泊所は、第8項の規定により重要事項等を入居申込者に提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 12 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から書面又は電磁的方法により、重要事項等について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入退居)

第15条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対しては、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所その他の県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第16条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第7号にあっては、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 居室の利用に係る費用

- (3) 共益費
- (4) 光熱水費
- (5) 日用品費
- (6) 基本サービス費
- (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項各号に掲げる費用の基準は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。
- (2) 居室の利用に係る費用 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。
 - ア 無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。
 - イ アに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。
- (3) 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。
- (4) 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。
- (5) 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。
- (6) 基本サービス費 入居者の状況の把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。
- (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。
 - ア 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。
 - イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

(サービスの提供の方針)

第17条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活することができるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活することができるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であること

に鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用することができるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者のプライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第18条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(入浴)

第19条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回、入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第20条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、居室への訪問等の方法により、入居者の心身の状況、生活の状況等の把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第21条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、無料低額宿泊所の職員がこの条例で定める基準に従い業務を行うために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第22条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の整備等)

第23条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を整備しておかななければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第24条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第25条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第26条 入居者の金銭の管理は、当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、無料低額宿泊所が、次に掲げるところにより日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

- (1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
- (2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
- (3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する財産と区分すること。
- (4) 金銭等は、当該入居者の意思を尊重して管理すること。
- (5) 第14条第1項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。
- (6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
- (7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。
- (8) 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
- (9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管

理規程を定めること。

- (10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出ること。
- (11) 被保護者である入居者と金銭等の管理に係る契約を締結し、又は変更したときは、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。
- (12) 金銭等の管理の状況について、知事の求めに応じて速やかに報告できる体制を整備すること。

(掲示及び公表)

第27条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書その他の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第28条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第29条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第30条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、法第83条に規定する運営適正化委員会が法第85条第1項の規定により行う調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第31条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに知事、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)

第32条 第12条第2項から第4項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

(規則への委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条及び第32条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(居室に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第5条の規定による改正前の法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所（次項において「届出済み無料低額宿泊所」という。）が事業の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、この条例の施行の日から3年間は、第12条第5項第1号ア及びエからカまでの規定は適用しない。

3 届出済み無料低額宿泊所が平成27年6月30日において事業の用に供していた建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同年7月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室のうち、第12条第5項第1号ウに規定する基準を満たさないものについては、同号ウの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。

(1) 居室の床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上とすること。

(2) 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第12条第5項第1号ウに規定する

基準を満たさないことを記した書面を交付して説明を行い、同意を得ること。

- (3) 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
- (4) 第12条第4項の規定にかかわらず、同項第1号の共用室を設けること。
- (5) 居室の床面積の改善についての計画を、知事と協議の上作成すること。
- (6) 前号の規定により作成した計画を知事に提出するとともに、段階的かつ計画的に第12条第5項第1号ウに規定する基準を満たすために必要な改善を行うこと。

4 前項の建物については、同項第6号の規定による必要な改善が行われない限り、新たな居室を増築してはならない。

沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第12号

沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例

子どもは、次代の社会を担う大いなる可能性を秘めた社会の宝であり、一人一人がかけがえのない存在である。子どもは、一人の人間として、また、自由かつ独立の人格を持った権利の主体として尊重されなければならない。全ての子どもの権利と健やかな発達を保障することは、社会全体の責務である。

しかしながら、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、その健やかな発達を阻害する事象が跡を絶たず、子どもはこれまでその権利が十分に認識され、保障されてきたとは言い難い状況にある。

子どもの権利の侵害の中でも虐待は、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであるとともに、将来の世代に連鎖する懸念を及ぼすものであり、決して許してはならない。

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化、経済格差の広がり等に伴う家庭や地域社会における養育力の低下が指摘されている。とりわけ沖縄県では、子どもの貧困が深刻な状況にあること、ひとり親家庭や若年出産が多いことなどから、保護者が子育てに関する悩

みを抱える傾向がある。このような保護者が十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされた結果、虐待に至ることがある事実を社会全体で受け止める必要がある。

県、市町村及び関係団体等は、子どもが家庭で健やかに成長することができる環境づくりを進めるため、連携しながら、子ども及びその家庭に対し妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援に努めなければならない。

こうした認識の下、子どもの権利を普及啓発し、社会全体で子どもの権利と虐待防止の理解を深め、その取組を推進し、虐待から子どもを断固として守り、子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子どもの尊厳を重んじ、子どもを虐待から守ることに関し基本理念を定め、県、保護者等の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ効果的に推進し、もって子どもの権利利益の擁護及び子どもが健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳に満たない者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 虐待 保護者がその監護する子どもについて行う次に掲げる行為をいう。
 - ア 子どもに身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - イ 子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること。
 - ウ 子どもに心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人によるア、イ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
 - エ 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と

同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- (4) 関係団体等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

(子どもの権利)

第3条 全ての子どもは、適切に養育されること、能力が十分に発揮されること、虐待から守られること、自己の意見を表明することその他の個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

(基本理念)

第4条 子どもは、前条の権利が保障され、個人としての尊厳が重んぜられるとともに、その最善の利益が考慮されなければならない。

- 2 虐待は、子どもの権利を著しく侵害し、心身の健やかな成長に重大な影響を与えるものであるとの認識の下、社会全体でその防止が図られなければならない。
- 3 子どもを虐待から守るに当たっては、子どもの生命を保護することが最も優先されなければならない。

(県の責務)

第5条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する施策(以下「虐待防止施策」という。)を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、虐待防止施策を策定し、及び実施するに当たっては、子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第9条第1項の規定により定める計画、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第62条第1項の規定により定める計画及び県が定める子どもの社会的養育に関する計画との整合性を確保しなければならない。
- 3 県は、虐待防止施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村及び関係団体等と連携しなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、子どもの権利の重要性に関する理解を深めるとともに、虐待防止施策に協力するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもを心身ともに健やかに育成するよう努めなければならない。

2 保護者は、子どもの監護及び教育をするに当たっては、当該子どもが苦痛を受けているかどうかを問わず、体罰を加える行為その他の心身の苦痛を与える行為であって、子どもの利益に反するものを行ってはならない。

(関係団体等の責務)

第8条 関係団体等は、基本理念にのっとり、必要に応じて県、市町村及び他の関係団体等と連携し、子どもを虐待から守るため主体的に取り組むよう努めるものとする。

(市町村への協力及び支援)

第9条 県は、市町村が実施する子どもを虐待から守る施策に必要な協力及び支援を行うものとする。

(基本理念の普及啓発)

第10条 県は、基本理念に関する県民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(公表等)

第11条 知事は、毎年度、虐待防止施策の実施状況を公表するものとする。

2 知事は、前項の虐待防止施策の実施状況について、沖縄県社会福祉審議会に置かれた児童福祉専門分科会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の虐待防止施策の実施状況の公表に当たっては、市町村及び関係団体等に対し、必要な報告を求めることができる。

(虐待の未然防止)

第12条 県は、虐待を未然に防止するため、子ども及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、調査、相談その他の市町村が実施する切れ目ない支援について、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(虐待の早期発見のための環境整備)

第13条 県は、虐待を早期に発見することができるよう、市町村及び関係団体等と緊密な連携協力を図るものとする。

2 県は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者の通告（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条第1項に規定する通告をいう。次条及び第15条に

において同じ。)又は虐待を受けた子どもからの相談が容易にできる環境及び体制を整備するものとする。

(通告に係る対応及び保護者の協力義務)

第14条 児童相談所長は、通告を受けたときは、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、子どもが居住する住宅を管理し、又は所有する者その他の者に対し協力を求め、当該通告に係る子どもとの面会その他の当該子どもの安全の確認を行うための措置(次項及び次条において「安全確認措置」という。)を講ずるものとする。

2 前項に規定する子どもの保護者は、安全確認措置に協力しなければならない。

(通告に係る体制の充実等)

第15条 県は、通告を常時受けることができる体制の充実強化を図るために人材の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、通告又は虐待に係る相談を行った者及び安全確認措置に協力した者に不利益が生じないように、情報の取扱いに必要な配慮をするものとする。

(情報の共有)

第16条 県は、虐待を未然に防止し、並びに早期に発見し、及び対応するため、市町村及び関係団体等との間における虐待に関する情報の共有を図るための連携協力体制の整備に努めるものとする。

(虐待を受けた子どもに対する措置等)

第17条 県は、虐待を受けた子どもが再び虐待を受けることなく、家庭又は家庭における養育環境と同様の養育環境若しくはできる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、里親に関する普及啓発、里親の援助及び里親への委託の推進並びに乳児院、児童養護施設等の養育環境の向上その他社会的養護の充実に努めるものとする。

3 県は、虐待を受けた子どもの心身の健康の回復を図るため、当該子どもに対し、年齢、心身の状況等を十分考慮した支援を行うものとする。

(保護者に対する支援)

第18条 県は、虐待を行った保護者について、虐待の再発を防止するため、市町村又は関係団体等と連携し、当該保護者がその虐待を受けた子どもとともに豊かな家庭生活を享受することができるよう必要な支援を行うものとする。

(子ども自ら行動するための支援)

第19条 県は、子どもが虐待から逃れるため自ら行動することができるよう、市町村及び関係団体等と連携し、子どもに対し情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(人材育成)

第20条 県は、虐待を早期に発見し、及び対応するために必要となる専門的な知識及び技術を有する職員を育成するとともに、児童相談所の運営体制を強化するものとする。

2 県は、市町村及び関係団体等における人材を育成するため、これらの者が専門的な知識及び技術を習得するための研修等を実施するものとする。

(要保護児童対策地域協議会への支援)

第21条 県は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第1項の規定により市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の運営が適切かつ円滑に行われるよう、必要な支援を行うものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第13号

沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例

沖縄県安心こども基金条例（平成21年沖縄県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号オ中「第2項」を「第3項」に改める。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第14号

沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例（平成10年沖縄県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第14条に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県医師修学資金等の返還免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第15号

沖縄県医師修学資金等の返還免除に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県医師修学資金等の返還免除に関する条例（平成19年沖縄県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「で規定する」を「に規定する」に改め、「引き続き」の次に「指定臨床研修病院において」を加え、同号イ中「引き続き」の次に「指定臨床研修病院において」を加え、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項第1号ア」を「第1項第1号ア」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1

項の次に次の1項を加える。

- 2 資金の貸与を受けた者が指定医療機関において専門研修を受けた場合は、当該専門研修を受けた期間のうち知事が認めるものは、指定医療機関の医師として勤務した期間とみなす。この場合において、前項第1号ア及びイ並びに第2号に規定する引き続く勤務期間の計算については、これを算入する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第16号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年沖縄県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「別表第2」を「別表第1」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「前2条」を「前条」に改め、「管理運営基準又は」を削り、同条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1を削る。

別表第2中「第3条関係」を「第2条関係」に改め、同表営業施設の基準第2業種別基準の25中「^{しょう}醤油製造業」を「^{しょう}ゆ製造業」に改め、同業種別基準の30中「めん類製造業」を「^{しょう}麺類製造業」に改め、同業種別基準の30の(1)中「乾めん」を「乾^{しょう}麺」に、「ゆでめん」を「ゆで^{しょう}麺」に改め、同業種別基準の30の(5)中「ゆでめん」を「ゆで^{しょう}麺」に、「生めん」を「生^{しょう}麺」に改め、同表を別表第1とする。

別表第3 ^{しょう}醤油製造業許可申請手数料の項中「^{しょう}醤油製造業許可申請手数料」を「^{しょう}ゆ製造業許可申請手数料」に、「^{しょう}醤油製造業の」を「^{しょう}ゆ製造業の」に改め、同表

めん類製造業許可申請手数料の項中「めん類製造業許可申請手数料」を「麺類製造業許可申請手数料」に、「めん類製造業の」を「麺類製造業の」に改め、同表を別表第2とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の施行の日（令和2年6月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第2条及び別表第1の規定により定められた管理運営基準については、食品衛生法等の一部を改正する法律附則第5条に規定する基準として、同条に規定する期間は、なおその効力を有する。

沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第17号

沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例（平成30年沖縄県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までの規定中「与那原町 南風原町」を「与那原町」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第18号

沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例

沖縄県中央卸売市場条例（昭和59年沖縄県条例第1号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市場関係者

第1節 卸売業者（第4条—第8条）

第2節 仲卸業者（第9条）

第3節 売買参加者（第10条—第12条）

第4節 関連事業者（第13条—第15条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第16条—第35条）

第4章 市場施設の使用（第36条—第43条）

第5章 監督（第44条—第47条）

第6章 運営協議会（第48条）

第7章 雑則（第49条—第55条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、県が設置する卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する卸売市場をいう。以下この条及び次条において同じ。）について、法第4条第4項に規定する事項その他必要な事項を定め、卸売市場の適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化並びに卸売市場の充実を図り、もって県民生活の安定に資することを目的とする。

（卸売市場の名称及び位置）

第2条 卸売市場の名称は、沖縄県中央卸売市場（以下「市場」という。）とする。

2 市場の位置は、浦添市伊奈武瀬一丁目11番1号とする。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生鮮食料品等 法第2条第1項に規定する生鮮食料品等をいう。
- (2) 卸売業者 次条第1項の規定による知事の許可を受けて、市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務を行う者をいう。
- (3) 仲卸業者 第9条第1項の規定による知事の許可を受けて、市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する者をいう。
- (4) 売買参加者 第10条第1項の規定による知事の承認を受けて、市場において卸売を受け、又は仲卸業者から買い受ける者をいう。
- (5) 取引参加者 卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の市場において売買取引を行う者をいう。
- (6) 関連事業者 第13条第1項の規定による知事の許可を受けて、市場の機能の充実を図り、又は市場の利用者に便益を提供する業務を市場内の施設において営む者をいう。

第2章 市場関係者

第1節 卸売業者

(卸売業務の許可)

第4条 市場において卸売をする業務（以下「卸売業務」という。）を行おうとする者は、規則で定める取扱品目の部類ごとに知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 住所及び名称
- (2) 資本金又は出資の額及び役員の名
- (3) 前項の許可を受けて卸売業務を行おうとする取扱品目の部類

3 知事は、第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 法人でないとき。
- (2) 法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から3年を経過しない者であるとき。

(3) 次条第1項又は第47条第1項第1号の規定により第1項の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者であるとき。

(4) その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から3年を経過しない者

ウ 市場の仲卸業者の役員又は使用人

エ 次条第1項又は第47条第1項第1号の規定による第1項の許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員であった者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から3年を経過しないもの

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

(5) 卸売業務を適確に遂行するため必要な知識、経験、資力及び信用を有しない者であるとき。

(6) 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者であるとき。

(7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。

4 前項に定めるもののほか、知事は、第1項の許可をすることによって、卸売業者の数が規則で定める最高限度の数を超えるときは、同項の許可をしてはならない。

（卸売業務の許可の取消し）

第5条 知事は、卸売業者が前条第3項各号（第1号、第3号及び第5号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

2 知事は、卸売業者が正当な理由がないのに、前条第1項の許可の通知を受けた日から30日以内に卸売業務を開始せず、又は30日以上引き続きその卸売業務を休止したときは、同項の許可を取り消すことができる。

（卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割）

第6条 卸売業者が事業（市場における卸売業務に係るものに限る。）の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の承認を受けたとき

は、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により卸売業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

4 第4条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の承認について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項の許可を受けようとする者」とあるのは、「第6条第1項又は第2項の承認の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により卸売業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

（卸売業務の開始等の届出）

第7条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 第4条第1項の許可に係る卸売業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 第4条第1項の許可に係る卸売業務を廃止したとき。
- (3) 第4条第2項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。

（せり人の届出等）

第8条 卸売業者は、規則で定めるところにより、市場において行う卸売のせり人の氏名、生年月日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、30日以内に、当該届出のあった卸売業者に対して、規則で定めるせり人章を交付するものとする。

3 せり人は、卸売のせりを行うときは、前項のせり人章を着用しなければならない。

4 卸売業者は、せり人が卸売のせりを行わなくなったときは、規則で定めるところにより、その旨を遅滞なく、知事に届け出、かつ、第2項のせり人章を返還しなければならない。

第2節 仲卸業者

第9条 市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売しようとする

る者は、規則で定める取扱品目の部類ごとに知事の許可を受けなければならない。

- 2 第4条第2項から第4項まで（第3項第4号エを除く。）の規定は前項の許可について、第5条から第7条までの規定は仲卸業者について準用する。この場合において、第4条第3項第4号ウ中「仲卸業者」とあるのは、「卸売業者」と読み替えるものとする。

第3節 売買参加者

（売買参加者の承認）

第10条 市場においてせり売又は入札の方法により卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、規則で定める取扱品目の部類ごとに知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名又は名称並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 法人にあっては、資本金又は出資の額及び役員の名
- (3) 前項の承認を受けて卸売を受けようとする取扱品目の部類

- 3 知事は、第1項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしてはならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 次条又は第47条第1項第3号の規定により第1項の承認を取り消され、その取消の日から1年を経過しない者であるとき。
- (3) 卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
- (4) 卸売の相手方として必要な知識、経験、資力及び信用を有しない者であるとき。
- (5) 暴力団員等であるとき。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者であるとき。
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。

（売買参加者の承認の取消し）

第11条 知事は、売買参加者が前条第3項各号（第2号及び第4号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、同条第1項の承認を取り消すものとする。

（廃止等の届出）

第12条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) せり売又は入札の方法により卸売を受けることを廃止したとき。
- (2) 第10条第2項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。

第4節 関連事業者

(関連事業の許可)

第13条 市場の機能の充実を図り、又は市場の利用者に便益を提供する次に掲げる業務（以下この節において「関連事業」という。）を市場内の施設において営もうとする者は、業務の種類ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) 市場における取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売をする業務、市場の取扱品目の生鮮食料品等の保管、貯蔵、運搬等をする業務その他市場の機能の充実を図るものとして規則で定める業務
- (2) 飲食店営業、理容業その他市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務

2 第10条第2項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第2項第3号中「卸売を受けようとする取扱品目の部類」とあるのは、「営もうとする業務の種類及び内容」と読み替えるものとする。

3 知事は、第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者であるとき。
- (3) 次条又は第47条第1項第4号の規定により第1項の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者であるとき。
- (4) 関連事業を適確に遂行するため必要な知識、経験、資力及び信用を有しない者であるとき。
- (5) 暴力団員等であるとき。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者であるとき。

(7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。

(関連事業の許可の取消し)

第14条 知事は、関連事業者が前条第3項各号（第3号及び第4号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

2 第5条第2項の規定は、関連事業者について準用する。

(関連事業の開始等の届出)

第15条 第7条の規定は、関連事業者について準用する。この場合において、同条第3号中「第4条第2項第1号又は第2号」とあるのは、「第13条第2項において準用する第10条第2項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

第3章 売買取引及び決済の方法

(差別的取扱いの禁止)

第16条 知事は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引の結果の公表等)

第17条 知事は、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）第3条に規定する方法により、その日の主要な品目の卸売の数量及び価格その他の同条に規定する事項について、それぞれ規則で定める時までには公表しなければならない。

2 卸売業者は、省令第5条に規定する方法により、取扱品目、生鮮食料品等の引渡しの方法その他の同条に規定する事項について、公表しなければならない。

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、省令第8条に規定する方法により、その日の主要な品目の卸売の数量及び価格その他の同条に規定する事項について、それぞれ規則で定める時までには公表し、かつ、知事に報告しなければならない。

(卸売業者の売買取引の方法)

第18条 卸売業者は、規則で定める生鮮食料品等の品目ごとのせり売若しくは入札又は相対取引の方法により、卸売業務を行わなければならない。

(売買取引の原則)

第19条 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(決済の方法)

第20条 取引参加者は、売買取引を行う場合は、支払期日、支払方法その他の規則で定める決済の方法により、決済を行わなければならない。

(受託拒否の禁止)

第21条 卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、省令第6条に規定する正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。

(卸売業者の事業報告書等の提出)

第22条 卸売業者は、省令第7条第1項で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として省令第7条第3項に規定するものが記載された部分に限る。）について、閲覧の申出があった場合には、同条第4項に規定する正当な理由がある場合を除き、これを同条第2項に規定する方法により閲覧させなければならない。

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、財産の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売の報告)

第23条 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしたときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(市場外にある生鮮食料品等の卸売の報告)

第24条 卸売業者は、市場外にある生鮮食料品等の卸売をしたときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(受託物品の即日販売)

第25条 卸売業者は、規則で定める時までに受領した受託物品（出荷者から卸売のための販売の委託を受けた生鮮食料品等をいう。第30条において同じ。）をその日に卸売をしなければならない。ただし、委託者の指図がある場合又は知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(委託手数料の額)

第26条 卸売業者が、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料は、取引金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額をいう。以下同

じ。)に取扱品目ごとに規則で定める率を超えない範囲内で卸売業者が定める率を乗じて得た金額に消費税額及び地方消費税額を加えた金額とする。

(委託手数料以外の金銭等の收受の禁止)

第27条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から前条に規定する委託手数料以外の金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待を受けてはならない。

(卸売に係る販売代金の変更の禁止)

第28条 卸売業者は、卸売に係る販売代金を変更してはならない。ただし、規則で定めるところにより、知事が指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。

(受託契約約款の届出)

第29条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは、これを速やかに知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(販売前における受託物品の検収)

第30条 卸売業者は、受託物品を受領したときは、委託者に対して直ちに当該受託物品の品目、数量、等級、品質及び受領日時を通知しなければならない。

2 卸売業者は、受託物品（市場外で引渡しをする受託物品を除く。）の受領に当たっては、検収を確実にを行い、受託物品の品目、数量、等級、品質等について相違を認めたときは、規則で定めるところにより、知事が指定する検査員の確認を受け、その結果を委託者に報告しなければならない。ただし、委託者又はその代理人が受託物品の受領に立ち合い、承諾した場合は、この限りでない。

3 卸売業者は、受託物品について相違を認めたときは、前項ただし書に規定する場合を除き、同項の確認を受けなければ、委託者に對抗することができない。

(仲卸業者の販売の委託の引受けの禁止)

第31条 仲卸業者は、市場における業務については、第9条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。

(仲卸業者の事業報告書の提出)

第32条 仲卸業者は、規則で定めるところにより、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内にこれを知事に提出しなければならない。

(仲卸業者による卸売業者以外の者からの買受けの報告)

第33条 仲卸業者は、卸売業者以外の者から第9条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を買って受けて市場内の店舗において販売したときは、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(売買取引の制限)

第34条 知事は、せり売又は入札の方法による卸売が談合その他不正な行為があると認めるときは、その売買取引（卸売業者にあつては、販売の委託の引受けを含む。）を差し止め、又はせり直し、若しくは再入札を命ずることができる。

2 知事は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、その売買取引を差し止めることができる。

- (1) 売買取引について不正又は不当な行為をしたと認められるとき。
- (2) 買受代金の支払を怠ったとき。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第35条 知事は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

- 2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。
- 3 知事は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

第4章 市場施設の使用

(市場施設の使用指定等)

第36条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他使用条件は、知事が指定する。

- 2 知事は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の使用を許可することができる。
- 3 知事は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 市場施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市場施設の管理上支障があると認められるとき。

(工作物の設置等)

第37条 前条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を受けた者（次条から第43条までにおいて「使用者」という。）は、その使用する市場施設に工作物その他の設備を設置し、又は市場施設の現状を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第38条 使用者は、市場施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定又は許可の取消し等)

第39条 知事は、市場施設の使用に関し使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第36条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を取り消し、又は市場施設の使用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 使用の指定又は許可に付した条件に違反したとき。

(4) 第36条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(放置物件の除去命令)

第40条 知事は、市場内における放置物件が市場施設の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該放置物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第41条 使用者は、市場施設の使用を終えたとき、又は第36条第1項の規定による指定若しくは同条第2項の規定による許可を取り消されたときは、直ちに市場施設に設置した工作物その他の設備を撤去し、市場施設を原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 知事は、使用者が前項の規定による原状回復の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第42条 使用者は、その使用に際し、市場施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、

これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(使用料等)

第43条 使用者は、別表に掲げる金額の範囲内において規則で定める使用料の額並びに当該使用料の額に係る消費税額及び地方消費税額を、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに納付しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 月額による使用料 その月分を毎月25日

(2) 月額による使用料以外の使用料 その月分を翌月25日

2 知事は、公益上特別の必要があると認められるときその他規則で定める特別の理由がある場合は、前項の使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、公用又は公共用に供するため、その使用の許可の取消し又はその効力の停止がなされたときその他特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 使用者が市場において使用する電気、ガス、水道、電話等の費用で知事が指定するものは、使用者の負担とする。

5 前各項に定めるもののほか、使用料及び費用の負担に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 監督

(報告及び検査)

第44条 知事は、この条例（第2章及び第3章の規定に限る。以下この章及び第54条において同じ。）の施行に必要な限度において、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問し、若しくは必要な指示をさせることができる。

2 前項の規定により立ち入り、質問又は指示をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入り、質問又は指示をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導及び助言)

第45条 知事は、取引参加者及び関連事業者に対し、市場における公正な取引を確保するため必要があると認めるときは、第3章に定める市場における業務に関し遵守すべき事項（次条第1項において「遵守事項」という。）に従った売買取引が行われるよう必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告及び命令)

第46条 知事は、前条の規定による指導又は助言をした場合において、なお遵守事項に従った売買取引が行われていないと認めるときは、当該指導又は助言を受けた者に対し、相当の期限を定めて、遵守事項に従った売買取引を行うべき旨の勧告をすることができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(監督処分)

第47条 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、これらの者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命ずるほか、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める処分をすることができる。

- (1) 卸売業者 第4条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る卸売業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- (2) 仲卸業者 第9条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る仲卸業者が行う業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- (3) 売買参加者 第10条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。
- (4) 関連事業者 第13条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る関連事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。

2 知事は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずるほ

か、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者に対しても前項の規定を適用する。

第6章 運営協議会

第48条 市場の業務の運営に関する重要事項について、知事の諮問に応じ調査審議を行わせるため、沖縄県中央卸売市場運営協議会（以下この条において「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

（卸売業務の代行）

第49条 知事は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由により卸売業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者に対し、販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった生鮮食料品等について、自らその卸売業務を行うものとする。

（無許可営業の禁止）

第50条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに知事が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、何人も市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反した者に対し、市場外に退去を命ずることができる。

（市場への出入等に関する指示）

第51条 市場に出入りし、市場施設を使用し、又は物品を搬入し、搬出し、及び市場内において運搬する者は、知事の指示に従わなければならない。

2 知事は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内における運搬を禁止することができる。

（市場の秩序保持等）

第52条 市場に入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 知事は、市場の秩序保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場に入場する者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(許可等の制限又は条件)

第53条 この条例の規定による許可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。

2 前項の制限又は条件は、許可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、承認又は指定を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(過料)

第54条 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者は、5万円以下の過料に処する。

(規則への委任)

第55条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和2年6月21日）から施行する。

(沖縄県卸売市場審議会設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 沖縄県卸売市場審議会設置条例（昭和48年沖縄県条例第7号）

(2) 沖縄県卸売市場条例（昭和48年沖縄県条例第8号）

(3) 沖縄県中央卸売市場運営協議会設置条例（昭和55年沖縄県条例第10号）

(沖縄県中央卸売市場運営協議会設置条例の廃止に伴う経過措置)

3 前項第3号の規定による廃止前の沖縄県中央卸売市場運営協議会設置条例第1条の規定により置かれた沖縄県中央卸売市場運営協議会（以下「旧協議会」という。）は、改正後の沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第48条第1項の規定により置かれた協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧協議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、新条例第48条第3項の規定により、同条第1項の規定により置かれた協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、施行日における旧協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（卸売業者に関する経過措置）

5 新条例第4条第1項の規定による卸売業務の許可、新条例第8条第1項の規定によるせり人の届出、新条例第29条の規定による受託契約約款の届出及び新条例第36条第1項の規定による市場施設の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

（保証金に関する経過措置）

6 知事は、この条例の施行の際現に改正前の沖縄県中央卸売市場条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項、第20条第1項、第32条第1項又は第70条第3項の規定により預託されている保証金を、新条例の施行後遅滞なく、当該保証金を預託した卸売業者、仲卸業者、関連事業者又は旧条例第70条第2項の許可を受けた者に返還しなければならない。

（仲卸しの業務の許可等に関する経過措置）

7 この条例の施行の際現に旧条例第19条第1項の規定による仲卸しの業務の許可を受け、旧条例第25条第1項第1号の規定による仲卸しの業務を開始した旨の届出をした者は、施行日に新条例第9条第1項の許可を受け、同条第2項において準用する新条例第7条第1号の規定による仲卸業者が行う業務を開始した旨の届出をしたものとみなす。

（売買参加者の承認に関する経過措置）

8 この条例の施行の際現に旧条例第27条第1項の規定による売買参加者の承認を受けている者は、施行日に新条例第10条第1項の規定による売買参加者の承認を受けたものとみなす。

（関連事業の許可等に関する経過措置）

9 この条例の施行の際現に旧条例第30条第1項の規定による第1種関連事業又は第2種関連事業の許可を受け、旧条例第35条第1項第1号の規定によるこれらの業務を開始した旨の届出をした者は、施行日に新条例第13条第1項の規定による関連事業の許可を受け、新条例第15条において準用する新条例第7条第1号の規定による関連事業を開始し

た旨の届出をしたものとみなす。

(仲卸しの業務及び関連事業の休止に関する経過措置)

10 この条例の施行の際現に旧条例第25条第1項第1号又は旧条例第35条第1項第1号の規定による仲卸しの業務又は第1種関連事業若しくは第2種関連事業を休止した旨の届出をした者は、施行日に新条例第9条第2項において準用する新条例第7条第1号又は新条例第15条において準用する新条例第7条第1号の規定によるこれらの業務を休止した旨の届出をしたものとみなす。

(市場施設の使用指定に関する経過措置)

11 この条例の施行の際現に旧条例第70条第1項の規定により知事がした市場施設の指定(卸売業者に係るものを除く。)は、施行日に新条例第36条第1項の規定により知事がした市場施設の指定とみなす。

(市場施設の使用許可に関する経過措置)

12 この条例の施行の際現に旧条例第70条第2項の規定による市場施設の使用の許可を受けている者は、施行日に新条例第36条第2項の規定による市場施設の使用の許可を受けたものとみなす。

(知事がした命令に関する経過措置)

13 施行日前に旧条例第79条第1項、第2項及び第4項の規定により知事が施行日以後の日を終期とする期間を定めてした命令は、施行日に新条例第47条各項の規定により知事がその者に対して当該期間の満了の日を終期とする期間を定めてした命令とみなす。

14 施行日前に旧条例第79条第3項の規定により知事がせり人に対してした命令の効力については、なお従前の例による。

(過料に関する経過措置)

15 施行日前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

別表 (第43条関係)

種別		金額
卸売業者市場 使用料	青果部	その月の取引金額の1,000分の4に相当する額及び卸売場面積1平方メートルにつき月額 350円
	花き部	その月の取引金額の1,000分の4に相当する額及び卸売場面積1平方メートルにつき月額 350円

		積1平方メートルにつき月額 640円
仲卸業者市場 使用料	青果部	第33条の規定によりその月の販売した金額（消費税額及び地方消費税額を除く。以下「販売金額」という。）の1,000分の4に相当する額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額 2,640円
	花き部	販売金額の1,000分の4に相当する額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額 1,680円
倉庫使用料	青果部	1平方メートルにつき月額 1,720円
	花き部	1平方メートルにつき月額 1,210円
冷蔵庫使用料		1式につき月額 3,638,000円
加工施設使用料		1平方メートルにつき月額 2,170円
関連事業者市場使用料		1平方メートルにつき月額 2,720円
銀行事務所使用料		1平方メートルにつき月額 2,720円
関係業者・団体事務所 使用料		1平方メートルにつき月額 2,180円
統計情報事務所使用料		1平方メートルにつき月額 2,180円
敷地使用料		1平方メートルにつき月額 50円
搬送機械使用料		構内運搬車1台につき月額 15,000円
		フォークリフト1台につき月額 84,000円

沖縄県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第19号

沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「次の」の次に「各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」を加える。

別表第2中「4月1日から11月30日まで」を「1月1日から12月31日まで」に、

	キャンプ場の宿泊利用以外	1月1日から12月31日まで (休園日を除く。)	4月1日から8月31日までの期間 午前9時から午後6時30分まで 9月1日から翌年3月31日までの期間 午前9時から午後5時30分まで
	キャンプ場及びシャワー室以外の施設	1月1日から12月31日まで (休園日を除く。)	4月1日から8月31日までの期間 午前9時15分から午後6時まで 9月1日から翌年3月31日までの期間 午前9時15分から午後5時まで

を

	キャンプ場の宿泊利用以外	4月1日から8月31日まで (休園日を除く。)	午前9時から午後6時30分まで
		9月1日から翌年3月31日まで (休園日を除く。)	午前9時から午後5時30分まで
	キャンプ場及びシャワー室以外の施設	4月1日から8月31日まで (休園日を除く。)	午前9時15分から午後6時まで
		9月1日から翌年3月31日まで (休園日を除く。)	午前9時15分から午後5時まで

に

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第20号

沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例（平成12年沖縄県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2の14の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に、「第2条第6号」を「第3条第8号」に改め、同表17の項中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第21号

沖縄県中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県中小企業の振興に関する条例（平成20年沖縄県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「は、中小企業」の次に「（小規模企業を含む。以下同じ。）」を加える。

第5条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 中小企業者は、その経営能力の向上を図るため、中小企業関連団体に加入するよう努めるものとする。

第6条第1号中「中小企業者の」の次に「情報通信技術の活用による生産性の向上その他の」を加え、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 中小企業者の事業の承継又は廃止の円滑化を図ること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県公立大学法人評価委員会条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第22号

沖縄県公立大学法人評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第4項の規定に基づき、沖縄県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、知事が委嘱する。

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の求め)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化観光スポーツ部において処理する。

(委員会の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第23号

沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条

例

沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例（昭和61年沖縄県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第24号**沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例**

沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第9条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が

多い第三種若しくは第四種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第11条第1項中「又は第四種の道路」を「（第四級及び第五級を除く。次項において同じ。）又は第四種（第三級及び第四級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第12条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第13条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第34条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第43条中「第9条第1項」の次に「、第11条第1項及び第2項」を加える。

第44条中「第9条」の次に「、第9条の2第3項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、改正後の第9条の2並びに第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第25号

沖縄県樋川立体駐車場の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設を提供することにより、道路交通の円滑化を図るため、沖縄県樋川立体駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(位置)

第2条 駐車場の位置は、那覇市樋川2丁目10番10号とする。

(駐車料等)

第3条 駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に定める駐車料を納めなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、回数駐車券（プリペイドカード（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法により記録されている金額に応ずる対価を得て発行されるカードで、駐車料の納付のために使用することができるものをいう。）を含む。）及び定期駐車券を発行することができる。この場合において、回数駐車券の額は、駐車料の額から1割を減じた額とする。

(駐車料の納付時期)

第4条 駐車料の納付は、駐車場から自動車を出場させる際又は回数駐車券及び定期駐車券の発行を受ける際に行うものとする。ただし、知事が特別の理由があるとき認めるときは、この限りでない。

(駐車料の不還付)

第5条 既に納められた駐車料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があるとき認めるときは、この限りでない。

(駐車料の減免)

第6条 知事は、特別の理由があるとき認めるときは、駐車料を減額し、又は免除することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、駐車場を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害の賠償等)

第8条 使用者は、その使用に際し、駐車場の施設又は附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第2項の規定による回数駐車券及び定期駐車券の発行に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第3条及び第4条の規定の例により行うことができる。

別表 (第3条関係)

区分	駐車料
普通駐車 (普通自動車に限る。)	1台1時間につき 300円 (使用時間が2時間を超え12時間までの場合にあつては、700円)
定期駐車券による駐車 (普通自動車に限る。)	1台1月につき 10,000円

備考

- 1 「普通自動車」とは、道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号) に規定する普通自動車をいう。
- 2 駐車場の使用時間が12時間を超える場合にあつては、12時間ごとにこの表に掲げる駐車料 (普通駐車に限る。) の額を算出し、これらの額を合算した額とする。

沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第26号

沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例

沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。
第47条の表中「大宜味村」を「国頭村 大宜味村」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正後の第47条の表左欄に掲げる事務に係る屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び沖縄県屋外広告物条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては国頭村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例の適用については、国頭村の長がした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に沖縄県屋外広告物条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては国頭村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における沖縄県屋外広告物条例の適用については、国頭村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第27号

沖縄県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県公営企業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第30号）の一部を次のよう

に改正する。

第2条中「の各号」を削る。

第6条中「あつては」を「あつては」に改め、「（不動産の信託）の次に「の場合」を加える。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

第8条の見出し中「決議」を「議決」に改め、同条中「第2条各号に掲げる事業」を「公営企業」に、「価格」を「価額」に改める。

第9条の見出し中「業務の状況書類」を「業務状況説明書類」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、同項第1号中「概要」を「概況」に改め、同項第3号中「第2条各号に掲げる事業」を「公営企業」に改め、同条第3項中「できなかつた」を「できなかつた」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第28号

沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例

沖縄県水道料金徴収条例（昭和47年沖縄県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（料金の納入の期限及び方法）

第4条 水道事業者は、その月分の料金を翌月25日（その日が日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項各号に掲げる日に当たるときは、これらの日の翌日）までに納入通知書により納入しなければならない。

第5条中「納期限」を「前条に規定する納期限」に改める。

第8条の見出しを「（規程への委任）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第29号

沖縄県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

沖縄県工業用水道料金徴収条例（昭和47年沖縄県条例第101号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（料金の納入の期限及び方法）

第4条 使用者は、その月分の料金を翌月25日（その日が日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項各号に掲げる日に当たるときは、これらの日の翌日）までに納入通知書により納入しなければならない。

第5条中「納期限」を「前条に規定する納期限」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第30号

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の表県立高等学校の項中「4,080人」を「4,057人」に改め、同表県立特別支援学校の項中「1,866人」を「1,830人」に改め、同表県立中学校の項中「44人」を「47人」に

改め、同表市町村立小学校及び中学校の項中「10,154人」を「10,297人」に改め、同表合計の項中「16,144人」を「16,231人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第31号

沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県警察職員の定員に関する条例（昭和47年沖縄県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「2,771人」を「2,921人」に、「106人」を「109人」に、「220人」を「228人」に、「1,604人」を「1,695人」に、「841人」を「889人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第32号

沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例

沖縄県監査委員条例（昭和47年沖縄県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し及び第3条中「選任する」を「選任される」に改める。

第4条ただし書中「その限りでない」を「この限りでない」に改める。

第5条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

第6条中「、26日の両日」を「又は26日」に改める。

第7条中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 法第150条第5項の規定による同条第1項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書の審査

第8条中「監査及び検査の結果の」を「監査委員が法令の規定に基づいて行う」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地</p>
---	---